

鳥取県告示第 190 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年 3 月 25 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子岸本線	変更前	西伯郡伯耆町大殿字北檜1908-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	8.0~33.5	65.0
	変更後	西伯郡伯耆町大殿字北檜1908-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	8.0~33.5	65.0
		西伯郡伯耆町坂長字下屋敷2361地先から同町大殿字北檜1908-3地先まで	13.5~26.5	491.0